

入札への質問に対する回答 3

質問日：令和 7 年 7 月 1 4 日

回答日：令和 7 年 7 月 1 5 日

入札名：道路局所管補助事業 水俣市橋梁点検業務

入札日：令和 7 年 8 月 2 1 日

質疑 番号	設計書番号等	質問	回答（水俣市）
1	低入札基準価格	本業務は公告において「低入札基準価格：有」とされていますが、当該基準価格の算出方法（予定価格に対する設定割合）をご教示ください。 また、当該基準価格を下回った場合は失格となるのか、あるいは調査対象となるのかについてもあわせてご教示願います。	水俣市建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要綱（令和 7 年水俣市告示第 2 3 号）に基づき、低入札基準価格及び当該基準価格を下回った場合の手続きを定めておりますので、ご確認ください。 なお、当該基準価格を下回った価格で入札が行われた場合は、失格とはならず、調査及び検討を行います。
2	同種業務の実績	入札参加資格要件として求められる「同種業務の元請実績」について、本業務では跨線橋点検を含む内容となっておりますが、実績としては①跨線橋点検を含む橋梁点検業務（同一業務）に限られるのか、あるいは② 跨線橋点検と橋梁点検を別々の業務で完了している場合も認められるのか、取扱いをご教示ください。	入札参加資格要件の実績について、②の跨線橋点検と橋梁点検を別々の業務で完了している場合も認めます。
		以下余白	

水俣市告示第23号

水俣市建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

水俣市長 高岡利治

水俣市建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等委託」という。）について、一般競争入札については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定により、指名競争入札については施行令第167条の13の規定により準用する施行令第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合の手続き（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この要綱による低入札価格調査の対象となる建設コンサルタント業務等委託（以下「対象業務等委託」という。）は、消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が100万円を超える建設コンサルタント業務等委託であって、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付するものとする。

2 なお、上記前項以外の建設コンサルタント業務等委託についても、必要があると認められるときは、この要綱に定める手続きに従い、対象業務等委託とすることができる。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、原則として、別表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表算定基礎額1の欄から算定基礎額4の欄までに掲げる予定価格算定の基礎となった額を合計して得た額とする。ただし、測量業務の場合は、調査基準価格が、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の100分の82を超える場合には予定価格に100分の82を乗じて得た額、調査基準価格が予定価格の100分の60未満に満たない場合は予定価格に100分の60を乗じて得た額とし、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の場合は、調査基準価格が、予定価格の100分の81を超える場合には予定価格に100分の81を乗じて得た額、調査基準価格が予定価格の100分の60未満に満たない場合は予定価格に100分の60を乗じて得た額とし、地質調査業務の場合は、調査基準価格が、予定価格の100分の85を超える場合には予定価格に100分の85を乗じて得た額、調査基準価格が予定価格の3分の2に満たないときにあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

2 工事等の性質上、前項の規定によりがたい場合の調査基準価格は、契約ごとに100分の75から100分の92までの範囲内で契約担当者（水俣市契約事務規則（令和2

年規則第12号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

3 前2項の額に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(調査手続の開始)

第4条 入札の結果、調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して、落札者の決定を保留する旨を宣言し、施行令第167条の10第1項又は施行令第167条の13の規定により準用する施行令第167条の10第1項の規定に基づき落札者の決定をするための調査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査の審議)

第5条 低入札価格調査の審議は、水俣市工事指名等審査会設置規程(昭和61年規程第2号)第1条に規定する水俣市工事指名等審査会(以下「審査会」という。)において行うものとする。

(調査及び検討)

第6条 総務企画部財政課(以下「財政課」という。)及び関係各課等は、調査基準価格未満の価格の入札を行った者があった場合には、当該者から、工事費内訳書を徴取することとする。

2 財政課及び関係各課等は、調査基準価格未満の入札で入札を行った者により契約の内容に適合しないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により調査及び検討を行い、審査会へ報告するものとする。

3 事情聴取を行う事項

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象業務委託に関連する手持業務委託の状況
- (3) 契約対象業務委託履行箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (4) 手持機械等の状況(測量、地質調査業務を含む場合に限る)
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 技術者及び労務者の具体的供給見通し
- (7) 過去に履行した市業務委託
- (8) 経営内容
- (9) その他必要な事項

4 調査を行う事項

- (1) 業務費内訳書の内容
- (2) 前項の市業務委託に係る成績及び業務成果
- (3) 経営状況(必要に応じ保証事業会社等へ照会を行う。)
- (4) 信用状況(関係法令の違反の有無)
- (5) その他必要な事項

5 財政課及び関係各課等は、前条に規定する事情聴取及び調査並びに業務費内訳書等により第3項の事情聴取及び第4項の調査結果を総合的に勘案し、契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かを検討し、調査及び検討結果を審査会に報告し、その意見を求めなければならない。

(審査会の審査)

第7条 審査会は、第6条第5項により意見を求められたときは、審査を行うものとする。

(審査会の審査結果に基づく落札者の決定等)

第8条 審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低入札者最低価格入札者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。

2 第6条に定める調査資料の提出がない場合又は審査会がその価格をもっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合で、次順位者が調査基準価格未満の価格の入札者であったときは、第6条から本条本項までの規定を準用する。

3 次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。

（最低価格入札者との契約に係る措置）

第9条 契約担当者は、第8条第1項により契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、適正な履行の確保のため、必要に応じて、重点的な監督や厳格な検査を実施するものとする。

（入札参加者への周知）

第10条 契約担当者は、入札参加者に対し、公告、指名通知等により調査基準価格を定めた旨を周知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 制定後の水俣市建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要綱は、施行日以降の一般競争入札に係る入札公告及び指名競争入札に係る指名通知（以下「入札公告等」という。）から適用するものとし、施行日前の入札公告等については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

業務区分	算定基礎額 1	算定基礎額 2	算定基礎額 3	算定基礎額 4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額